

此村委員

今日は子宮けいがんの予防ワクチン接種に対する助成についてお伺いをしたいと思います。

我が国では、年間約 1 万 5,000 人がこの子宮けいがんを発症し、3,500 人の方がお亡くなりになっているとも言われています。一方、この子宮けいがんは、ワクチンの接種により予防ができる唯一のがんとも言われ、我が国でも昨年末にワクチンの市販が開始されておるところであります。その費用は高額であり、尊い命を守るための行政の支援が、大いに期待されているところでもあります。そこで、この子宮けいがん予防ワクチン接種に対する助成のことについて、何点か伺います。

まずはじめに、子宮けいがんの予防ワクチンの接種に対する適切な時期と回数、おおよその費用について確認をしたいと思います。

健康増進課長

子宮けいがん予防ワクチンでございますが、子宮けいがんの原因とされますヒトパピローマウイルスへの感染を防ぎまして、がんの発症を予防するものでございますが、現在、国内で市販されておりますワクチンは、1 種類でございますので、これについてお答えさせていただきたいと存じます。

このワクチンは、がんに進行するリスクの高いヒトパピローマウイルスの 5 割から 7 割を占めるとされます二つの型のタイプのウイルスに対するがんの感染をほぼ防ぐことができるということと言われてございますけれども、その一方で、治療の効果というものはございません。そうした意味で適切な接種時期といたしましては、感染の可能性がほとんどございません、いわゆる性交渉が始まる前の 11 歳から 14 歳ぐらいの女の子に対しまして、優先的に接種することが非常に望ましいということで、日本産科婦人科学会等の関係団体によりまして進められているところでございます。

また、接種の回数でございますけれども、このワクチンの十分な抗体を得るために、半年の間に 3 回の接種が必要とされてございまして、したがってしておおよその費用といたしましても、この 3 回分のワクチン代及び医師の手技料を含めまして、おおよそ 5 万円から 6 万円程度かかると言われているところでございます。

此村委員

ワクチン接種に高額な費用がかかるわけで、5 万円から 6 万円とこういうことでございますが、それに対しまして全国の自治体で、このワクチン接種に対する支援がいろいろと行われておりますけれども、その状況について把握されていればお聞かせいただきたい。

健康増進課長

全国の状況でございますが、今月、厚生労働省から発表されました予防接種に係る公費負担の現状という資料がございますので、その内容から御説明させていただきますと、全国の全市区町村の 6.5% を占めます 114 の自治体で、今

年度中に実施または実施される予定というふうにされてございまして、その約3分の2の自治体につきましては、1回当たり1万2,000円以上の助成を行うというふうに伺っているところでございます。

また、都道府県の状況でございますが、私どもで承知している範囲で申し上げますと、まず山梨県におきまして、市町村に対する助成を実施する予定というふうに聞いてございまして、額といたしましては、1回当たりの基準額の1万円の2分の1を3回分ということで助成する予定と聞いてございます。また、東京都におきましても、これはワクチンに特定したものではありませんで、区市町村が行います保健医療事業に対する助成ということで、医療保健政策区市町村包括補助事業という補助がございすけれども、その補助事業の中でヒトパピローマウイルスの接種に対する補助を予定しているというふうに聞いてございます。

あと、また一方、県内の状況でございますけれども、鎌倉市が本年9月の実施を目指して現在準備を進めていると、そのように聞いてございます。

此村委員

本来これは国がきちっと助成をすべきだと私どもは思っておりますし、我が党も国会においてそういったことを主とするよう法案を提出させていただいていると、こういうことではありますが、とはいえ国が実施するまでに相当の時間が、実現するのかもしれないのかも含めましてかかることが予想されておりますし、これは接種すればほぼ確実に防げるがんであるということで、1年遅ればまた多くの人たちが危険にさらされるという、こういう性質のがんでもありますので、何とかやっぱりこれはきちっとできるところから助成をするべきだと思います。

それで、問題は実施しているところは、今報告がありましたようにやっていない自治体もあると。山梨県のように、きちっと助成制度をつくったところもあるのに、実施していない県も多い。どこに住んでいるかによって、生命の危険にさらされる、その危険度が高くなるといいますか、そのようなことが基本的にあってはならないわけでありまして、少なくとも国がこういったところをきちっと本格的な助成を始めるまでは、やっぱり自分のところの自治体の住民の皆さんの生命は守るんだというこういう趣旨から、神奈川県として子宮けいがんのワクチンの助成に向けてどのように考えているのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

健康増進課長

子宮けいがんでございますけれども、委員お話しのとおり、適切な時期にワクチンを接種いたしまして、併せて検診もすることで、予防が可能となる唯一のがんとされているところでございます。県といたしましては、こうした対応につきましましては、やはり地域による格差が生じないように、全国一律に実施されるべきであるという観点から、これまでほかの自治体と連携いたしまして、国に対して交付支援の制度化について要望してきているところでございます。

こうした中、国の方では現在、厚生科学審議会感染症分科会におきまして議論が進められていると聞いてございまして、県といたしましては、まず国におきまして予防接種法における位置付けについて早急に結論をお出しいただき

まして、全国的な観点から国の責任で財政的な措置を講じていただくように働き掛けてまいりたいと、このように考えているところでございます。

此村委員

今のことは、恐らく本来は国がやるべきだということで、我々もそういうふうに思っているわけですが、先ほど申し上げましたように、要するに既にやっているところもある。恐らくこれからどんどんやるところが増えてくるのではないかと思うんですね。だから、神奈川県としても、やっぱりそういった対応をどうしていくのかと、一つの流れですよ。今までもいろんな助成制度だとかいろんなものがあるって、まず市町村がやって、都道府県が更に支援をして、それで全国に広がって国がやるという、こういうのが大体一般的なパターンでもあったわけでありますから、このがんの性格上、やっぱりそういったことをどんどんまず市町村が進めていって、それで国にやらせるというような方法なのかとそんな感じを受けております。本来ならば国がしっかりやってもらいたいと思うんですが。

それで、その前に子宮けいがんの予防に向けて、これまで神奈川県としてどのような取組をしてきたか、それをまずお聞かせいただきたいと思います。

健康増進課長

子宮けいがんの予防に向けましては、県といたしまして、やはり予防に向けた正しい知識の普及と、併せましてがん検診ですね。それから、検診の受診の促進を図っていくことが重要と考えてございます。そういった意味から、まずがん予防につきましての正しい知識の普及といたしましては、パンフレット等によります広報のほか、県のホームページによりまして、県立がんセンターの先生の監修によりまして、専用のホームページを設けて、分かりやすくなるように、いわゆるQ&A方式で、子宮がんあるいは子宮けいがんのワクチンのための説明のページを設けたところでございます。

ワクチンの接種を御希望になる方のために、県産科婦人科医会の御協力を得まして、ワクチンの接種の可能な医療機関の情報も公表させていただいているところでございます。併せまして、現在のワクチンでは効果の及ばない方のヒトパピローマウイルスもございまして、必ずがん検診の受診、これが必要なところでございます。ただ、若い世代、特に20代、30代の女性のり患が増加している中で、一方ではやはり若い世代のがんの検診受診率、これ低い水準でございまして、正しい知識の普及と併せまして、いわゆる検診の受診促進が必要ということから、例えば自らががんの危険度をチェックしながら、がん検診の知識が得られるようなチェックシート、こんなものを設けて、例えば成人式場で配布するなどいたしまして、若い世代を中心に受診促進に向けた取組をさせていただいたと。こういう形で正しい知識の普及をさせていただいたところでございます。

此村委員

是非進めていただきたい。やっぱり最後に来ると結局、多くの方がこのワクチンを接種すると、また検診をすると、いかに多くの人をその気にさせるかというところに尽きるわけでありましてね。

それで、お聞きしたいんですが、さっき大体11歳から14歳ということで、

既に先行的に実施している自治体では、例えば11歳とか、12歳とかという一つの年齢を切って、それで一斉にやると、こういうようなやり方をしておりますけれども、例えばそのようなやり方を仮に神奈川県がやった場合、補助の割合にもよるんですね。大体3分の1が多いんだというようなお話も、先ほど答弁にありましたけれども、一般的なやり方で、今多くの自治体が行っているようなやり方で、神奈川県でそれを全県的に実施した場合には、どのぐらいの予算、助成額になるのか、お聞かせいただきたいと思います。

健康増進課長

助成額の試算ということで、試みの算定でございますが、まず特定の年齢でございますが、先ほど御答弁いたしましたとおり、11歳から14歳ということで、一番若い11歳に着目いたしまして、ちょっと古くなりますけれども、平成21年1月1日現在の11歳の女の子の数が3万9,292名と承知してございますので、この数字を基に3回分のワクチン接種料、これを3回計で例えば4万5,000円と仮定させていただきまして、そのうち3分の1を県が助成するというふうに試算してみた場合の数字でございます。接種率を100%とした場合には、総額で17億6,800余万円という数字になりまして、このうち今申し上げましたとおり、県が3分の1の助成と仮定した場合でございますが、数字といたしましては5億8,900余万円と、そんな数字になると考えているところであります。

此村委員

そのぐらいかかると多いのか少ないのか。本当に県の財政も非常に厳しいということはおよく分かっておりますが、全体の金額から見れば大した金額ではないことで、多くの若い女性の皆さんが、子宮けいがんで亡くなる人を防ぐことができるということであるならば、これは非常に財政が厳しい中であっても当然県がやって、当然、市町村にも協力をしてもらって、県も出し、市町村にも出してもらうというような話になるんだろうというふうに思いますが、積極的にそういった市町村との話し合いを進めながら、県もこの助成に向けた取組を行うべきであるというふうに思いますが、どのような御見解でしょうか。

健康増進課長

まず、県内市町村等の状況でございますけれども、やはりワクチンの状況を含めまして、子宮がんの撲滅に向けました取組につきましては、これまでも市町村との担当者会議等、あるいは課長会議等の場で情報提供させていただいているところでございますので、引き続きそうした中で、がん検診の予防に向けました取組は、市町村と連携して取り組まさせていただきたいと考えてございます。

そうした中で助成という観点につきましては、国において検討が進められている中、早急に国に検討を進めていただくということで、全国的な観点からも、やはり国の責任におけます財政的措置が必要なのかなというふうに考えてございますので、そうした働き掛けを引き続き国に行いながら取り組んでまいりたいと、このように考えているところでございます。

此村委員

いずれにいたしましても、国も検討しているということは、これは必要だということ、このように、問題は国がどのぐらい金を出して、県がどのぐらいか

で負担をして、市町村がどのぐらい負担をして、いつからやるのかというような、この話なんですよね、要するに。必要性はみんな認めているわけですから。そうした意味できちっと、国の様子を見るのではなくて、神奈川県は県民の生命を守る、健康を守るというこういう視点ですから、国に責任を、国がやるかやらないかということではなくて、一義的に神奈川県は神奈川県が守るのは当たり前なことなわけですから、当然国にも要請しながら、国が実施をするまでの間は、やっぱり自分たちが責任を持って、市町村とともに守るんだと、こういう姿勢が大事だというふうに思っておりますので、是非前向きな話を市町村と進めていただきたいということを要望して、これは終わりたいというふうに思います。

次に、6月2日の神奈川新聞に記事が出ていたんですが、見出しは救急患者搬送先病院リスト作成済み5都県ということで出ておりました。

それで、この記事、後でちょっと答弁の中で説明してもらいたいんですが、この中で搬送先リストがまずできているのが5都県で、神奈川県はまだである。

これは御承知のように今でも毎日のように問題が起こっているんでしょ、たらい回しをされて、手後れで亡くなったということが大きな社会問題になって、それから緊急にやらなければならないという、一つの国を挙げての取組ということで承知をいたしておりますが、いまだに神奈川県はそういった協議会もできていないという、こういう新聞報道の記事がありました。

そこで、お聞きしたいと思います、その後の状況は、神奈川県はどのようになっているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

医療課長

その後の状況ということですが、本県の協議会につきましては、6月15日に県の附属機関として設置いたしております。

なお、この件の所管については、安全防災局が所管となっておりますが、医療課も一緒にやっています関係で、私の方からお答えさせていただこうと思っています。

6月15日設置で、第1回の協議会につきましては、今月の29日に開催予定ということになっております。

此村委員

一応立ち上げて7月29日から始めますよと、こういうことではありますが、それで今、課長の方からお話がありましたように、一義的には窓口は、消防法ですから安全防災局関係の方になるんですが、この実態的な中身から言えば、これは正に病院なわけですから、非常にそういった意味のかかわりは、非常に大きいんだろうというふうに思います。

そこで、改正消防法で救急搬送について、県はどのようなことが求められているのか、確認の意味で概要をお聞かせいただきたいと思います。

医療課長

県に求められているのは大きくは二つございまして、一つは救急搬送受入れの実実施基準をつくって公表すること、2点目が協議会を設置するという、この2点でございます。

此村委員

それで、大変不名誉な新聞記事なわけでありまして、これを見た県民の皆さんは、当然大変不安になっているわけでありまして、まだ協議会すらできていないのかというようなことで、大変不安を持っているわけですが、これで6月15日に協議会を設置して、今月の下旬に第1回目の会合を開くということですが、遅れた理由ですね。これは本当、国から発表になった時点ですぐに、先ほど来申し上げていますように、県民の生命、健康を守るために、どこよりも早く取り組まなければならないのに遅れたのか。その遅れた理由をお聞かせをいただきたいと思 います。

医療課長

遅れた最も大きな理由は、この協議会設置のための準備会を設けたということです。

なぜ準備会を設けたかといいますと、この協議会は先ほど申し上げた実施基準をつ かっていくためなんですけれども、その実施基準については、現場の皆さんにやっぱりつくってもらって、こういう基準があってよかったというような基準にならなければいけないため、現場の皆さんと協議会の在り方を含めてきちっと協議をしていこうということで、その準備会を設けて丁寧にやろうということになり まして、その準備会は3月に設置し、協議会のメンバーや協議会の構成、あとどういう議論でやっていくかというようなことについて協議をしまして、5月中旬 に合意が得られたので、先ほど申し上げた6月15日に設置をしたというような経緯になっております。

此村委員

非常に良いものをつくるために慎重を期してやったということですがけれども、つ くるそのものが救急患者で、まず救急を要するということであるように、こういったリスト、体制をつくるということは、正に緊急なんですよね。緊急にやらなければならぬ。慎重を期したということでもありますから、あとは慎重を期してより良いものをつくらうとしたということでもありますから、既にここに書いてありますように、5都県よりも当然中身も充実をしていなければならない。同じようなのが出てきたら、何で向こうは何箇月も前にできて、神奈川県は何箇月 も遅れて同じものしかできないのかという、こういうふうになるわけですが、今後そういったものをほかのところよりもより良いものをつくる、というこ とでやっていただいておりますというふうに信じますけれども、今後の予定はどのようにになっているか、いつごろちゃんとつくって、県民の皆さんに安心をしていただくことができるのか、お聞かせいただきたいと思 います。

医療課長

今後の予定でございますが、まず第1段階としまして、実態調査というのをやります。その結果確認や実施基準案のその作成を秋口までに決めまして、第二段階としまして、実施基準素案の策定を年内に行い、第三段階としまして、市町村や関係機関への意見照会を年明けにやりまして、最終的な基準策定は年度内に完了したいというふうに考えております。

此村委員

分かりました。年度内にきちっと良いものを出すということですが、それで

さっき申し上げましたように、他の都道府県がどんどん先行的にやっていて、神奈川県は最後の方である。それだけ慎重により良いものをつくろうと、こういうことで取り組まれるということですが、この実効性の高い基準、法とかいろいろ設けるわけですから、その辺はほかのところよりは神奈川県はこういうところが違うんだぞと、またこういうところをより重点的に取り組もうとしているんだと、検討しているんだと、こういうようなものは当然あると思いますが、その辺をお聞かせをいただきたいというふうに思います。

医療課長

冒頭、先生おっしゃったとおり、私どもは医療機関を所管するので、やはりこれを一生懸命やっていく、ただ医療機関の方は受け入れるに当たっては、やっぱり納得をしてスムーズに受け入れていただくことが必要です。なので、その受入れのルールというのを医療機関の方から提案していただいて、行政が決めていく、これでやってくださいというのじゃなくて、みんなで考えて、みんなで使えるルールという、そういうようなメリットを他県よりも頑張る力を入れていきたいというふうに考えています。

もう1点、遅れた分ですけれども、他県でやったのも本当に十分に参考にしながら、メリット、デメリットも吸収できるという利点も逆に得てございますし、そういったことで良いものをつくっていききたいというふうに考えております。

此村委員

じゃ、最後に今回一つの基準ができるということで、今後過去にあったようなたらい回しだとか、忌まわしい事件を防げるのかどうか、最後にお聞かせいただきたいと思います。

医療課長

そういうふうになるように頑張るまいりたいと思っております。

此村委員

是非そのようお願いをいたしまして、私の質問を終わります。